

各 位

会 社 名 ソネット・メディア・ネットワークス株式会社  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 地 引 剛 史  
 (コード番号：6185 東証マザーズ)  
 問 い 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 管 理 部 長 中 川 典 宜  
 TEL. 03-5435-7931

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 20 日開催予定の当社第 19 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- ①「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実をはかるべく、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」へ移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- ②今後の当社の事業の多様化に対応するため、事業目的を追加・整理いたしたく、定款の一部を変更するものであります。
- ③取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役の責任免除および責任限定契約に関する規定の内容を変更いたしたく、定款の一部を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、ソネット・メディア・ネットワークス株式会社と称する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。  <u>1. 広告代理店業</u>  <u>2. インターネットにおける広告宣伝業務</u>  <u>3. インターネットに関するソフトウェアの企画開発および制作の受託に関する業務ならびにこれらのコンサルティングに関する業務</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、ソネット・メディア・ネットワークス株式会社と称し、<u>英文では So-net Media Networks Corporation と表示する。</u></p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。  <u>(1) 広告代理店業</u>  <u>(2) インターネットにおける広告宣伝業務</u>  <u>(3) 音声・映像のソフトウェアの企画、制作、販売</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4. <u>インターネットのホームページ企画および立案</u></p> <p>5. <u>インターネットのシステム構築ならびにコンテンツの企画、制作および販売</u></p> <p>6. <u>インターネット上のショッピングモールの運営</u></p> <p>7. <u>インターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計および管理運営に関する業務ならびにコンサルティングに関する業務</u></p> <p>8. <u>インターネットによる提供情報の企画、立案および製作</u></p> <p>9. <u>インターネットのプロバイダー業務</u></p> <p>10. <u>情報処理サービス業および情報提供サービス業</u></p> <p>11. <u>イベントの企画、制作および運営ならびに講演会、交流会およびセミナー等の開催</u></p> <p>12. <u>広告、宣伝の情報媒体の企画、制作および代理業</u></p> <p>13. <u>電話代理応答業務およびこれに関するコンサルティング業務</u></p> <p>14. <u>ダイレクトメールの発送代行業</u></p> <p>15. <u>商品カタログの企画、制作および出版</u></p> <p>16. <u>通信販売業務</u></p> <p>17. <u>インターネットを利用した通信販売業務ならびに通信販売の仲介および情報提供業務</u></p> <p>18. <u>電気通信機器の製造、販売および賃貸</u></p> <p>19. <u>企業に対する投資および経営コンサルタント業務</u></p>	<p>(4) <u>コンピューターソフトウェアの企画、制作、販売</u></p> <p>(5) <u>金融業</u></p> <p>(6) <u>金融商品取引法に定める金融商品取引業</u></p> <p>(7) <u>金融商品取引法に定める金融商品仲介業</u></p> <p>(8) <u>損害保険代理業および生命保険募集業</u></p> <p>(9) <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u></p> <p>(10) <u>情報処理サービス業および情報提供サービス業</u></p> <p>(11) <u>イベントの企画、制作および運営ならびに講演会、交流会およびセミナー等の開催</u></p> <p>(12) <u>広告、宣伝の情報媒体の企画、制作および代理業</u></p> <p>(13) <u>電話代理応答業務およびこれに関するコンサルティング業務</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(14) <u>通信販売業務</u></p> <p>(削除)</p> <p>(15) <u>電気通信機器の製造、販売および賃貸</u></p> <p>(16) <u>投資および経営コンサルタント業務</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>20. <u>放送事業および番組制作に関する業務</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>21. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略) (新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第7条 (条文省略) (単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第9条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 <u>取締役、監査役及び取締役会</u> (取締役会の設置)</p> <p>第18条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p>	<p>(17) <u>放送事業および番組制作に関する業務</u></p> <p>(18) <u>前各号に附帯または関連する役務の提供</u></p> <p>(19) <u>前各号の営業を行う者に対する投資</u></p> <p>(20) <u>前各号に附帯または関連する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり) (単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>第10条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 (条文省略) (新設)</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略) (新設)</p>	<p>(取締役の員数) 第19条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役</u> (以下「<u>監査等委員でない取締役</u>」という。)は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 (現行どおり) ② <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別してしなければならない。</u></p> <p>③ (現行どおり) ④ (現行どおり)</p> <p>(取締役の解任) 第21条 <u>取締役は、株主総会の決議によって解任する。</u></p> <p>② <u>監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)  第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② 補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)  第22条 (条文省略)  (取締役会の招集通知)  第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)  第22条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 補欠として、または増員により選任された監査等委員でない取締役の任期は、退任した監査等委員でない取締役または他の在任の監査等委員でない取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)  第23条 (現行どおり)  (取締役会の招集通知)  第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を招集することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)  第24条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② (条文省略)  ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて、取締役会長および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)  第25条 (条文省略)  (取締役会の決議の省略)  第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)  第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)  第25条 代表取締役は、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② (現行どおり)  ③ 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じて、取締役会長および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)  第26条 (現行どおり)  (取締役会の決議の省略)  第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)  第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会規則) 第28条 (条文省略) (報酬等) 第29条 (条文省略) (新設)</p> <p>(相談役及び顧問) 第30条 (条文省略) (取締役の責任免除および責任限定契約) 第31条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役および監査役会の設置</u>) 第32条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u> (<u>監査役の数</u>) 第33条 <u>当社の監査役は5名以内とする。</u></p>	<p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第29条 <u>当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規則) 第30条 (現行どおり) (報酬等) 第31条 (現行どおり) ② <u>前項の報酬等は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して定めなければならない。</u></p> <p>(相談役及び顧問) 第32条 (現行どおり) (取締役の責任免除および責任限定契約) 第33条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> (削除)  (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の選任)</u>  第34条 <u>監査役は、株主総会の決議によつて選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u>  第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u>  第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u>  第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この時期を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u>  第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を招集することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u>  第35条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)  第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規則)  第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)  第41条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除および責任限定契約)  第42条 <u>当社は、会社法第423条第1項の監査役の実行につき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令が規定する金額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人  (会計監査人の設置)  第43条 <u>当社は会計監査人を置く。</u>  第44条～第45条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)  第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規則)  第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人  (削除)</p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の報酬等)  第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第47条～第49条 (条文省略)  (新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)  第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第41条～第43条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u>  (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</p> <p><u>平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除および監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第42条の定めるところによる。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 20 日 (月曜日)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 20 日 (月曜日)

以上